

四條畷市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例

(四條畷市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 四條畷市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第39号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

四條畷市重度障害者の医療費の助成に関する条例

第1条中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者」に改める。

第2条第1項中「住所」を「居住地」に改め、「社会保険各法」という。)の次に「若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)」を加え、同項第1号中「を所持する」を「の交付を受けている」に改め、同項第3号中「を所持し」を「の交付を受け」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表において1級に該当する者

(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証の交付を受けている者、特定疾患治療研究事業実施要綱に基づき都道府県知事が交付する受給者証の交付を受けている者のうち、その障害の程度が国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表において1級の第9号に該当する者(その障害の程度が同程度以上と認められる者を含む。)又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第2条第1項に規定する障害児のうち、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3において1級の第9号に該当する者
第2条第2項第3号中「(世帯主若しくは)を」「(世帯主又は)に、「(被保険者若しくは)を」「(被保険者又は)に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例第9号)
により医療費の助成を受けることができる者

第2条第2項に次の1号を加える。

(5) 四條畷市子どもの医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第39号）の規定により医療費の助成を受けることができる者

第2条に次の1項を加える。

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者は除く。）に限る。）であつて、当該施設に入所をした際他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定にかかわらず、対象者とする。

第2条の2第1項中「受けることになる」を「受けようとする」に改め、同条第2項中「10月31日まで、前項」を「10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該損害を受けた者の所得に関しては、同項」に改め、同条第4項中「もの」を「者」に改める。

第3条第1項中「家族療養費若しくは特別療養費の支給（食事の提供たる療養及び訪問看護療養に係る給付を除く。）が行われた場合」を「訪問看護療養費、高額療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病棟への入院に係る給付を除く。）」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に基づく災害共済給付の給付を受けたとき。

第4条中「申請があつた日」の次に「（以下「申請日」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、申請日の属する月の前月以前から申請日までに第2条第1項各号に掲げる者に該当していた場合は、申請日の属する月の初日（申請日の属する月に同項各号に掲げる者に該当していた場合にあつては、その該当することとなった日）から適用する。

第7条中「及び保険薬局」を「、保険薬局及び指定訪問看護事業者」に、「及び薬局」を「、薬局及び指定訪問看護事業者」に改める。

(四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「生活の安定と児童の健全な育成」を「その生活の安定及び自立の促進並びに児童の健康の保持及び健全な育成に寄与し、もってひとり親家庭の福祉の増進」に改める。

第2条第2項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とする。

第2条の2第1項第1号中「1月」を「各年の1月」に、「前々年所得」を「、その適用を受けようとする前々年の所得」に改め、同条第2項中「損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる」を「、自己又は所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該損害を受けた者の所得に関しては、同項の規定は適用しない」に改める。

第3条の見出しを「(助成の範囲)」に改め、同条第1項中「特別療養費(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。)及び家族療養費について保険給付が行われた場合(食事の提供たる療養に係る給付を除く。)」を「訪問看護療養費、高額療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合(食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病棟への入院に係る給付を除く。)」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「ときはその額」を「とき。」に改め、同項に次の2号を加える。

(3) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を受けたとき。

(4) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)に基づく災害共済給付の給付を受けたとき。

第3条第3項中「及び保険薬局」を「、保険薬局及び指定訪問看護事業者」に、「及び薬局」を「、薬局及び指定訪問看護事業者」に改める。

第5条第1項中「の属する月の初日」を「(以下「申請日」という。)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、申請日の属する月の前月以前から申請日までに第2条第1項各号に掲げる者に該当していた場合は、申請日の属する月の初日から適用する。

(四條畷市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 四條畷市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は」の次に「、子育て支援施策として」を加える。

第2条第3号中「入院時食事療養費、」を削り、「特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）若しくは家族療養費」を「訪問看護療養費、高額療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（食事療養に係る給付又は精神病棟への入院に係る給付を除く。）における療養に要する費用」に改める。

第3条に次の1号を加える。

(3) 四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第9号）の規定により医療費の助成を受けることができる者

第4条第1項第1号中「入院時食事療養費、」を削り、「特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）若しくは家族療養費」を「特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（食事療養に係る給付又は精神病棟への入院に係る給付を除く。）における療養に要する費用」に改め、同条第2項に次の2号を加え、同条第3項を削る。

(3) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を受けたとき。

(4) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に基づく災害共済給付の給付を受けたとき。

第5条中「いう。）は、」の次に「次の各号のいずれかに該当する日以後に」を加え、同条に次の2号を加える。

(1) 対象者となった日

(2) 第3条各号に規定する者でなくなった日の翌日

第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とする。

第12条第2項第1号中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同項第2号中「第15条」を「第16条」とし、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条中「前条第2項」を「第6条第2項」に、「及び保険薬局」を「、保険薬局及び指定訪問看護事業者」に、「及び薬局」を「、薬局及び指定訪問看護事業者」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(医療証の有効期限)

第7条 医療証の有効期限は、受給者が15歳に達する日以後における最初の3月31日とする。

(四條畷市老人医療費の助成に関する条例の廃止)

第4条 四條畷市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年条例第36号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条による改正後の四條畷市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の四條畷市子どもの医療費の助成に関する条例の規定については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 第4条の規定による廃止前の四條畷市老人医療費の助成に関する条例（以下「廃止前の老人医療費助成条例」という。）第2条に規定する対象者が施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際、現に廃止前の老人医療費助成条例第2条第1項に規定する対象者（施行日以後、大阪府内の市町村から四條畷市に住所を変更した者を含む。以下「旧老人医療費助成対象者」という。）である者の施行日から平成33年3月31日までの間

に受けた医療に係る医療費の助成については、第1条による改正後の四條畷市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の規定を準用する。この場合において、同条例第3条第1項中「若しくは生活療養に係る給付又は精神病棟への入院」とあるのは、「又は生活療養に係る給付」とする。

(準備行為)

- 5 重度障害者医療費の助成、ひとり親家庭の医療費の助成及び子どもの医療費の助成の決定に関する手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。